

この SOY CMS 利用許諾契約書(以下、本契約といいます)は、SOY CMS Ver1.x(以下、本ソフトウェアといいます) 利用に関して、本ソフトウェアを利用する個人または団体(以下、利用者といいます)と、株式会社日本情報化農業研究所(以下、甲といいます)との間に締結される契約です。下記の《本契約締結の条件》に定める場合において、乙は本契約に同意することで、本契約の条項に従った範囲で本ソフトウェアを利用することができます。

《利用許諾の対象》

本契約により利用を許諾される対象は、Ver1.x の SOY CMS です。SOY App の使用に関しては別個のライセンスを必要とします。また、SOY CMS に関しては抜本的な設計の見直しを伴うメジャーバージョンの変更があった場合、変更後のバージョンのご利用には新たなライセンスが必要になります。本ソフトウェアには数種のオープンソースソフトウェアが同梱されますが、それらの取扱いについては各ソフトウェアのライセンスに従ってください。

《本契約締結の条件》

本契約は、乙または仲介者が甲に対し、本ソフトウェアを利用し運営される Web サイトについて甲が定める対価の支払いをした場合に成立します。契約成立によって利用者は本契約に基づいた本ソフトウェアの利用を行えるようになります。

その他、甲が特別に認めた場合にも乙は本契約に基づいた本ソフトウェアの利用を行うことができます。

第 1 条(SOY CMS の利用)

- 1)甲は、本ソフトウェアに関する、知的財産権を含む全ての権利を有し、本契約において明示的には許諾していない全ての権利も有します。甲は本ソフトウェアを利用するものが、本契約に基づき利用しているか判断することができます。
- 2)本契約は乙に対し本ソフトウェアの独占的使用を認めるものではありません。
- 3)ひとつのライセンスによる本契約に基づく本ソフトウェアの利用は、ひとつのドメインにおいて使用される範囲に限られます。
- 4)複数のドメインにおいて利用する場合であっても、それが乙が排他的な使用権限を持つひとつのドメイン以下のサブドメインである場合は、ひとつのライセンスにより全てのサイトについて利用が許諾されます。

第 2 条(複製の作成)

乙は、本ソフトウェアの複製を作成することができます。ただし、本契約もしくはその他甲が定める契約に基づかなければ、複製を動作させることはできません。

第 3 条(改変)

- 1)乙は、著作権法第 47 条の 2 の規定に基づき複製、翻案することができます。
- 2)乙は、第三者に本ソフトウェアの改変を委託することができます。
- 3)改変・追加された部分に関して、著作権は改変者に帰属し、本契約に抵触しない範囲において当該部分に関するライセンスは改変者が定めることができることとします。

第 4 条(再配布・譲渡)

- 1)乙が本ソフトウェアもしくは本ソフトウェアの改変物を第三者に配布する場合、再配布を受ける第三者(以下丙といいます)の本ソフトウェア利用に関しても本契約の条件を満たすよう利用者はライセンスを受ける必要があります。
- 2)丙の利用についても十分なライセンス数を持つ乙から本ソフトウェアもしくは本ソフトウェアの改変物の再配布を受

けた丙は、第 5 条を除く本契約に定める条件で本ソフトウェアを利用することができます。

3)本条第 2 項に定める丙の本ソフトウェア利用に関しては、甲に対する使用許諾上の問題については乙もその責任を負います。

4)乙から丙へのライセンスの譲渡には、甲の許可を要します。

5)乙に対し、甲が本契約以外において再配布を許可している場合においては、本契約に定める範囲を超えて再配布された本ソフトウェアおよび本ソフトウェアの複製の取り扱いに関して、再配布を許可しているライセンスの条項が適用されます。

第 5 条(サポート)

本契約にはライセンス発行より 365 日間、3 インシデントまでのサポートの提供が付属します。乙が甲からさらなるサポートを必要とする場合は、別途サポート契約を結ぶ必要があります。その他サポート提供の詳細に関しては、SOY CMS サポート規約(<http://www.n-i-agroinformatics.com/www/files/SOYCMSSupportAgreement.pdf> サポート提供の条件、対価・対応インシデント数、対価の支払い、契約期間の条項を除く)に準拠します。

第 6 条(コンプライアンス)

乙は、本ソフトウェアの利用について、本ソフトウェア利用に及ぶ全ての法律を遵守する義務を負います。

第 7 条(禁止事項)

1)乙が保持するライセンス数を超過して本ソフトウェアから派生するソフトウェアを配布すること。ただし、別途派生物の配布を許可するライセンスを甲が乙に対し発行している場合は、配布される派生物の取扱いは、派生物の配布を許可しているライセンスの条項が適用されます。また、甲の定める仕様に基づくプラグインの配布は、これを許可します。プラグインの利用に関するライセンスを定める権利は、プラグイン開発者が有します。

2)他者にホスティング・サービスを提供するために本ソフトウェアを利用すること。

第 8 条(個人情報保護)

乙が甲に対し提供した個人情報は、すべて NIA プライバシー・ポリシー(http://www.n-i-agroinformatics.com/privacy_policy/)によって管理されます。乙は本ソフトウェアを利用するに当たり、当該プライバシーポリシーを理解し、それに同意したものといたします。

第 9 条(無担保・無保証)

本ソフトウェアは現状で提供され、一切の担保および保証をいたしません。甲は動作およびソフトウェアが第三者の権利を侵害していないことについて、明示的にも黙示的にも如何なる担保・保証責任を負わないものとします。本ソフトウェア利用に関する判断は、乙の責任で行うこととします。

第 10 条(免責)

本ソフトウェアの利用に伴う一切の直接的、間接的、偶発的、例外的、結果的、懲罰的損害について、甲および甲の役員、従業員、関連会社、社外パートナーは一切の責任を負いません。

第 11 条(契約の終了)

1)乙が本契約に違反した場合は、甲は催告無く本契約を終了させることができます。

2)乙からの申し入れがあった場合、本契約は終了します。

3)本契約が終了した場合、乙は直ちに本契約に基づく本ソフトウェアの利用を停止しなければなりません。

4)本契約終了後も、第 1 条、第 8 条、第 9 条、第 10 条、第 12 条の規定は有効とします。

5)甲は Web サイトにおける公示もしくは電子メールによる通知の方法で利用者に通知することにより、本ソフトウェアに関する一切の機能・仕様ならびに課金条件を変更することができます。

第 12 条(一般規定)

1)本ソフトウェア利用に関する甲と乙との契約は本契約をもって全てとし、本契約締結以前の契約は全て本契約に吸収されるものとします。

2)本契約の当事者である地位を第三者に譲渡するには甲の許可が必要です。

3)本契約のいずれかの条文が管轄裁判所において法律に抵触すると判断された場合にも、その他の条文の一切は有効であるとしてます。また、当該条文については法律の範囲において元の条文の趣旨を最大限考慮してその内容を判断するものとします。

第13条(準拠法・管轄裁判所)

本契約は、日本国法を準拠法とし、同法に従って解釈されます。また、京都地方裁判所を第一審の専属管轄とします。